

さいたま市告示第1290号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成26年9月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) テックランド浦和美園店

所在地 さいたま都市計画事業浦和東部第二土地区画整理事業区域内76街区6画地 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ヤマダ電機

代表者氏名 代表取締役 山田 昇

住所 群馬県高崎市栄町1番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ヤマダ電機

代表者氏名 代表取締役 山田 昇

住所 群馬県高崎市栄町1番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年5月3日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,185 m²

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

・次の表のとおり

位置	収容台数	備考
店舗1階平面駐車場	116台	
合計	116台	

イ 駐輪場の位置及び収容台数

・次の表のとおり

位置	収容台数	備考
店舗1階南側駐輪場	33台	
合計	33台	

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

・次の表のとおり

位置	面積	備考
店舗1階北側荷さばき施設	63 m ²	
合計	63 m ²	

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・次の表のとおり

位 置	容 量	備 考
店舗 1 階北側廃棄物保管施設①	7. 5 0 m ³	紙製廃棄物等
店舗 1 階北側廃棄物保管施設②	0. 7 5 m ³	金属製廃棄物等
店舗 1 階北側廃棄物保管施設③	0. 7 5 m ³	ガラス製廃棄物等
店舗 1 階北側廃棄物保管施設④	7. 5 0 m ³	プラスチック製廃棄物等
店舗 1 階北側廃棄物保管施設⑤	1. 5 0 m ³	生ごみ等
店舗 1 階北側廃棄物保管施設⑥	0. 7 5 m ³	その他の可燃性廃棄物等
合 計	1 9 m ³	(小数点以下四捨五入)

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・次の表のとおり

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前 1 0 時 0 0 分	午後 9 時 4 5 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

・次の表のとおり

駐車場	駐車可能時間帯
店舗 1 階平面駐車場	午前 9 時 3 0 分から午後 1 0 時 0 0 分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・次の表のとおり

区 分	出入口の数
店舗 1 階南側 出入口①	1 箇所
店舗 1 階東側 出入口②	1 箇所
合 計	2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・次の表のとおり

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗 1 階北側荷さばき施設	午前 6 時 0 0 分から午後 1 0 時 0 0 分まで

2 届出年月日

平成 2 6 年 9 月 2 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成 2 6 年 9 月 4 日から平成 2 7 年 1 月 5 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局経済部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 0 4 8 (8 2 9) 1 3 6 4

FAX 0 4 8 (8 2 9) 1 9 6 6

(2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 0 4 8 (8 2 9) 6 1 7 9

FAX 0 4 8 (8 2 9) 6 2 3 5

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成26年9月4日から平成27年1月5日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局経済部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966